

旅行企画・実施・お申込み先・お支払い



由利高原鉄道株式会社（平日 9:00～17:00）

秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂 21-2 [TEL0184-56-2736](tel:0184-56-2736)

・お申し込み時、①お名前 ②ご住所 ③電話番号 ④代表者を含む申込み人数と全員のお名前をお知らせください。※お申込み終了後、一週間以内に代金をお振込みください。

〈お振込み先:秋田銀行 矢島支店 普通口座 175250〉

※振込用紙は作成しておりません。振込手数料はお客様ご負担でお願いいたします。

※お客様のお名前の後ろに出発日をお入れください。(例:ユリ テツオ 0206)

旅行条件(要旨) ここに記載のない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

この旅行は由利高原鉄道株式会社(秋田県知事登録旅行業第 2-106 号)(以下

「当社」といいます。)が企画・実施するものです。このご旅行条件は、当パンフレットに記載される条件のほか当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)及び別途お渡しする最終日程表によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 所定の申込書の提出とお1人様につき下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。

(2) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。

(3) お申込み金 12,000 円(旅行代金 3 万円以上 6 万円未満の場合)

2、旅行代金のお支払い

代金は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。

(1) 運送機関の運賃、宿泊費、食事代、添乗員代及び消費税等諸税を含んでいます。

*なお、上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

3、旅行契約の解除

旅行契約の解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(1) お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

(2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

4、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み頂いた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させて頂くほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させて頂きます。(2) 当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関および保険会社等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、住所、電話番号等の個人情報を、予め電子的方法で送信する等の方法により提供させて頂くことがあります。(3) この旅行条件・旅行代金は令和2年10月1日現在を基準としております。

5、詳しい旅行条件は係員におたずねください。

●お申込み・お問合わせ

旅行企画・実施

由利高原鉄道株式会社

秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂 21-2

電話 0184-56-2736 FAX 0184-56-2850

秋田県知事登録旅行業 2-106 号

一般社団法人 全国旅行業協会正会員

国内旅行業務取扱管理者: 佐藤 秀雄